

事例番号:290290

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 28 週 3 日 妊娠 28 週 1 日の血液検査で肝機能異常と診断され、当該分娩機関へ紹介、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 28 週 4 日

11:00 陣痛開始

13:03 分娩進行のため帝王切開にて児娩出、骨盤位

手術後 9 日 膣分泌物培養検査でメチリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) (3+)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:28 週 4 日

(2) 出生時体重:1495g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.295、PCO<sub>2</sub> 51.2mmHg、PO<sub>2</sub> 28.3mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 24.1mmol/L、BE -2.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハックル・マスク、チューブ・ハックル)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 極低出生体重児、早産児、新生児特発性呼吸窮迫症候群の診断

生後 7 日 細菌培養検査で咽頭粘液と鼻腔から MRSA が検出される

生後 12 日 細菌培養検査で血液から MRSA が検出される

生後 17 日 体温 39.4℃の発熱、前腕に膿瘍形成を認める

細菌培養検査で膿瘍から MRSA が検出される

(7) 頭部画像所見:

生後 45 日 頭部 CT で、硬膜下膿瘍を疑う所見、脳浮腫を強く認める

生後 119 日 頭部 MRI で、前頭葉・側頭葉にかけて広範な嚢胞変性を認め、

前方循環系領域を主体として多嚢胞性脳軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 5 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 7 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、MRSA 感染症による脳膿瘍・脳浮腫が脳の虚血を引き起こし、多嚢胞性脳軟化症を発症したことであると考えられる。

(2) MRSA の感染時期および感染経路は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 紹介元分娩機関

妊娠 28 週 3 日に妊娠 28 週 1 日の血液検査で肝機能異常と診断し、当該分

娩機関へ紹介としたことは一般的である。

## (2) 当該分娩機関

- ア. 妊娠 28 週 3 日に妊娠性急性脂肪肝の疑いで入院とし、心臓検査、超音波断層法を行ったことは一般的である。
- イ. 肝機能異常のため内科へ紹介したことは一般的である。
- ウ. 陣痛開始、分娩進行のため帝王切開を決定し、文書による説明と同意を得たこと、小児科医立会いのもと児を娩出したことは一般的である。
- エ. 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- オ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

## 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(人工呼吸、気管挿管)は概ね一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU へ入院後の管理は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 紹介元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】 本事例では、超音波断層法所見(羊水量、臍帯)、妊娠 16 週以降の胎児心拍等について記載がなかった。これらは重要な事項であり、診療録に記載することが必要である。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

### 2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

#### (1) 紹介元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 本事例は、重篤な感染症による起きた事例であり、感染対策チームによる対応などを含めた感染に関する事例検討を院内で行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。